



よいた

町だより 町長 川上文平

No.102 12月号

昭和49年12月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長川上文平) ■編集 与板町だより編集委員会



晴れ間をみつけて……

ことしの初雪は、11月13日でした。その後はお天気も回復して晴れの日が続いています。人間のとしよりは12月31日、大根のそれは11月20日だそうです。それから、甘くてうまい大根になるということですから、どうしても寒くて、手の動きもにぶくなるようになってから取り入れになります。それぞれの家の味に漬けられて、とり出されるときはどんな味になっているのかな？

人口の動き			
11月30日現在			
()は10月末との比較			
人口	7,836人	(-18人)	
男	3,805人	(-7人)	
女	4,031人	(-11人)	
世帯	1,784	(-4)	
出生	8人	死亡	8人
転入	8人	転出	26人

おもしろいお正月を	
税金のはなし	7
みんなでお正月を	7
社教コーナー	6
商業調査の結果は	5
国民年金のはなし	5
冬にむかって	4
高額医療費を支給	3
優良納税組合に感謝状	3
飲酒運転をやめよう	2

おもな内容は

保健衛生だより

- 12月16日(月) 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
- 12月19日(木) 13時30分から14時30分
種痘判定 母子センター
対象者 S.43.4.2~S.44.4.1迄出生児
- 1月8日(水) 13時30分から14時30分
ジフテリアトキソイド 母子センター
対象者 S.43.4.2~S.44.4.1迄出生児
- 1月21日(火) 13時30分から15時
母親学級(後期) 母子センター
- 1月27日(月) 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 S.49.7.1~S.49.12.31迄出生児

役場庁舎の改造工事はじまる
旧小学校の鉄筋校舎を役場庁舎に改造することはすでにお知らせしてありましたが、去る十一月十一日に入札を行い、十三日に議会の議決をいたゞき、工事が始まりまゝです。

工事の概要は
①請負金額：四、三〇〇万円
②請負業者：(株)大石組
③工事期間：十一月十三日～二月二十八日



です。
(株)大石組では、十一月十五日に地鎮祭を行い、その作業が始まりました。その当分の間、近所の方々には何かと迷惑をお掛けするご

とにしろかと思いが、お互いに事故のないようよろしく願います。来春には、無事に立派な庁舎に生まれ変わるように、人権相談を利用して
みませんか

みなさんが毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるのかから困ったりすることがあると思いますが、人権擁護委員は、いつでもそのような相談に応じます。相談は無料で、むずかしい手続もありません。また相談の内容は、厳に秘密を守ることにしていますので心配はいりません。お気軽にご相談ください。

当町の人権擁護委員は、中町の豊田秀信氏です。

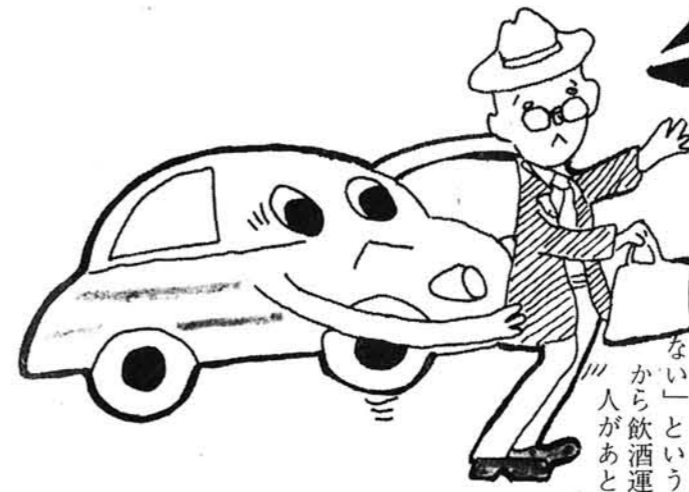
このようなとき
あなたはどうしますか
△心配ごと▽
借地に建てた家を売りたいと思いが、売れることを地主が承知してくれませんか。どうすればよいでしょうか？
△お答え▽
地主が正当な事由がないのに承諾しないときは、借地人は地主の承諾にかかわる許可の裁判を求めることができます。

私は土地を売ることになりましたが、権利書をなくしていることがわかりました。(1)権利書の再交付を受けることができますか？
(2)売買の登記をするとき、権利書がないと受理されませんか？
△お答え▽
いわゆる権利書は「権利ニ関スル登記済証」のことですが、登記済証の再交付はされません。売買による所有権移転登記のとき、登記義務者(売主)の権利に関する登記済証が提出できないときは、これにかえて、登記義務者の人違いでないことを保証した書面(保証書)を提出して登記を申請することができます。

とじて保存して下さい



チョットだけ... でもイケません!



与板町から飲酒運転をなくしよう

ただいま県下一斉に「飲酒運転追放一〇〇日運動」が行われています。飲酒運転事故の悲惨さはみなさんもご存知の事と思います。

日ましに、寒さが加わりつい「一杯」と酒に手が出やすく、また酒を飲む機会が多い季節となりました。酒は人間の理性と神経をマヒさせるため、冷静な判断を必要とする自動車運転にとつては、大きな障害となります。

このことは誰でも知っていますが「自分に限って事故は起こさない」という甘い考えから飲酒運転をする人があとをたちません。

交通事故統計により、まずと、酒をのんで運転し、事故を起こしたり、違反でつかまった人の飲酒先別調査では、一般家庭の場合が圧倒的に多く、二十才、三十才代では四〇パーセント、四十才代では八十パーセントにもなっています。

「一杯の酒が凶器にする車」といわれるとおり、車を車庫にしまいうまで、決して飲んではいけません。家族ぐるみ、地域ぐるみで車を運転する人には酒を出さないという習慣をつくりましょう。

運動期間

昭和三十九年十一月十一日から昭和三十九年十二月十八日まで。

運動の重点

この期間中に飲酒運転で検挙された者の氏名を町だよりを通じて公表いたします。又、本人には文書にて警告し、家族・勤め先にも通報いたします。

運動のスローガン
「酒を飲んだら、運転しない」
「運転者には、酒をすすめない」
「運転するとき、酒を飲まない」



冬の交通事故防止運動はじまる

十二月十一日から一月十日まで

飲酒運転追放一〇〇日運動に加え、次の事項を重点とする。



- (1) 歩行者事故の防止
 - (2) スリップ事故の防止
 - (3) 踏切事故の防止
- この運動期間中次のことに注意して事故のない与板町にしましょう。

◎**運転者の方へ**
一、天候や路面に応じた安全速度で走ろう。
二、雪が降っていたり、積もっている道路では路面がすべりやすく、見とおしが悪くなりやすい。十分注意してください。
三、車間距離を多めにとろう。
四、雪道や凍りついた道路で安全を確かめて横断しよう。
五、雪道では、車はスリップしやすく、急に止まることはできません。道路を横断するときは、まわり道でも信号機のある場所や横断歩道を利用してください。また、止まっている車の前後や雪のかべのかけからの飛び出しは絶対にしてはいけません。

◎**歩行者の方へ**
安全を確かめて横断しよう。
雪道では、車はスリップしやすく、急に止まることはできません。道路を横断するときは、まわり道でも信号機のある場所や横断歩道を利用してください。また、止まっている車の前後や雪のかべのかけからの飛び出しは絶対にしてはいけません。



夏は広い道路でも

冬は雪のかべができたりで狭い上に逃げ場がありません

永年組合長さんへ感謝状を

去る十一月二十一日、納税組合長・国民年金委員会開議を催し、席上次の模範納税組合二組合・永年勤続納税組合長二氏に感謝状を贈り、そのご労苦に謝意を表しました。

最近の社会状況の変化に合せ、納税組合の運営を更に、規則の一部改正の必要を感じ上級機関の意見、隣接町村のやり方を参考として検討してきました。

その結果助成金について組合世帯三十世帯以下一世帯当り一〇〇円を四〇〇円に、三十世帯以上一世帯以下二〇〇円を四八〇円に引上げ町税及び国保税の納付額に對して一・五パーセントを付していたものを一・〇パーセントに引上げる案を提案いたしましたところ、おほかたの了解を得ましたので、ことしの助成金から適り運用が立派な模範組合



池田作蔵氏

原納税組合長
二十七才で現住所に居を構え全国を股にかけ手広く家畜商を営んでこられた氏も、いつしか大勢の孫が取り囲む年令となられたこの頃だが、昭和三十六年以来町内委員長



稲荷町納税組合長 大谷文雄氏

国民健康保険の高額療養費支給制度がはじまる!

近年医療技術が進歩し、新しい医薬品も開発されており、過去において不治の病いとあきらめられたものも全治されるようになりました。一方、医療保険の内容も拡充強化され、患者の自己負担の軽減が図られ、高度に発展した医学の恩恵を受けられるようになりました。

しかし、医療費が多額にのぼり自己負担額も過重になったとき、被保険者(加入者)にとってその経済負担に耐えられないような事態が生ずることもまれではなかったのです。

このため、健康保険法等の改正が行われ、患者の自己負担額が高額になった場合、保険によってその一部を支給するという高額療養費支給制度が創設され医療保険として十分対応できるようにになりました。

国民健康保険におけるこの制度は、昭和五十年十月一日からすべての被保険者が法律によって実施されます。

例; 一カ月 30万円の医療費がかかった場合

一般の人	無料の人
<p>(制度実施前)</p> <p>3割 (9万円) 自己負担額</p> <p>7割 (21万円) 保険者が支払う</p>	<p>(制度実施後)</p> <p>3割 (9万円) 自己負担額</p> <p>7割 (21万円) 保険者が支払う</p>

この支給は、診療された月の二カ月後に支給されることとなります。

- (1) 被保険者ごと... 被保険者ごとに算定されるので、家族の負担額を合算して三万円を超えても対象になりません。
- (2) こよみの一カ月ごと... 暦日を単位として算定されますので、月の中途から翌月まで入院した場合二カ月にもたがって三万円を超えても対象になりません。
- (3) 病院・診療所ごと... 甲病院と乙病院など二つ以上の病院に同時にかかっても合算されません。
- (4) 総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院、診療所として扱います。但し総合病院の入院患者が他の科の診療を受けた時は合算されます。この場合は歯科は別扱いとなります。
- (5) この他に対象とならないものは、保険診療の対象とならない入院をした時の差額ベット代、歯科の差額徴収、基準看護の病院に入院した時の付添え看護料などです。

◎**支給方法は、償還払い**といって被保険者がいったん医療機関に対して高額療養費を含めた自己負担を支払っていただき、その後、世帯主からの請求申請に基づいて支給されます。

寒・雪・冬

にむかって

除雪作業にご協力を

毎年、雪との戦いが繰り返される冬の季節になりました。当町では、毎年機械力を駆使して除雪に万全を期しておりますが、今年も又白魔の季節になりました。

三、道路上の駐車は絶対にやめる。除雪作業の邪魔になったり、車を破損するおそれがあります。又、一車線の所には待避所を設けませんが、そこへの駐車は絶対にしてしないで下さい。交通渋滞のもとになります。

四、道路上へ出ている木の枝等は切り取る。見通しが悪くなり交通事故のもとになります。

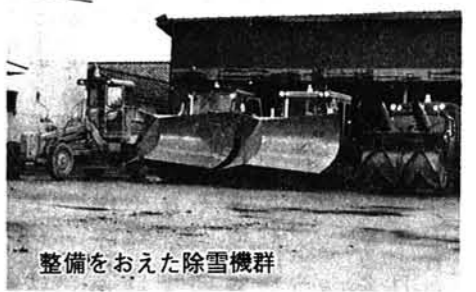
◎駐車禁止区域の設定
冬期間次の区間が駐車禁止となります。違反をしないよう注意して下さい。

◎除雪に関する注意事項
一、道路上に木材、家財、器具等を放置しない。
二、屋根の雪を道路に投げ出さない。やむをえず投げ出した時には、車の運行に支障のないよう早急に取り除く。

※長岡寺泊線の与板橋十字路から三島町界まで。
※与板・北野線の稲荷町三叉路(福田屋脇)から塩入三叉路まで。
※与板・関原線の横町三叉路から三島町界まで。



路上駐車はお互いにめいわく



整備をおえた除雪機群

◎危険物の収集は
捨場が山中であるため冬期間は、収集車が通れなくなり、皆さんにご迷惑をおかけしますが、本年も例年のとおり来春三月まで収集いたしませんので各家庭で取りまとめ保管しておいてください。

◎ごみの収集は
降雪期を迎え収集作業が遅れ勝ちになりますので作業が迅速にできるようごみを出される時は、袋等に入れて下さい。木箱、ポリバケツ等の搬出はできるだけ遠慮して下さい。

◎水道管の凍結にご用心
冬になると毎年給水管や蛇口の凍結によって、多くの水が無駄になったり、大事故などに水が使えないなどの被害が続出しています。昨年の例を見ましても、約五百件の事故が起きており、修理が間に合わず皆さんにご迷惑をおかけしています。

寒さに向う折から、もう一度わが家の水道は大丈夫か点検しておきましょう。こんなところはかならず防寒をしましょう

◎北向きの強いところ
蛇口の強いところ

●防寒法の例

◎家の外にある水道尚水道の工事は、町条例によって町の指定工事店でなければ工事ができないことになっておりますからご注意下さい。

くださるようご協力下さい。尚、積雪が多くなりますと収集車を通れなくなる町内では、収集車を通れるところまで搬出していただくこともありますのでご諒承下さい。その場合は、町内委員長さんを通じてご連絡いたします。

◎し尿の汲取りは
積雪により汲取車の通れる所が限られますので、早めに汲取りをしていただくよう手配して下さい。尚、汲取りの際には、必ず汲取券をご使用下さい。

消費者情報

衣類の防虫剤の効能と使用方法
衣類の保存に防虫剤は欠かせません。主な防虫剤には、しょうのう、ナフタリン、パラジクロールベンゾール剤の三種類があります。この防虫剤の特徴は、しよのうは値段が高く、効き目が遅いのですが、匂いも良く、長持ちします。また、天然材料で作られているのでほとんど無害です。ナフタリンは値段は安く長持ちしますが、浸透性が弱いので多量に使わないと効果がありません。パラジクロールベンゾール(パラ剤)は値段が安く即効性があり、揮発性が高いので、たがび補充する必要があまりありません。次に使うときの注意ですが衣類に直接防虫剤が触れないように、また二種類の防虫剤を入れたら化学反応を起こしてしよのうが必要で、金銀は防虫剤に触れると黒く変色するので使用は避けましょう。防虫剤から出るガスは、空気より重いので引出し箱類に入り、洋タンスは衣類の上に吊り出すようにして下さい。

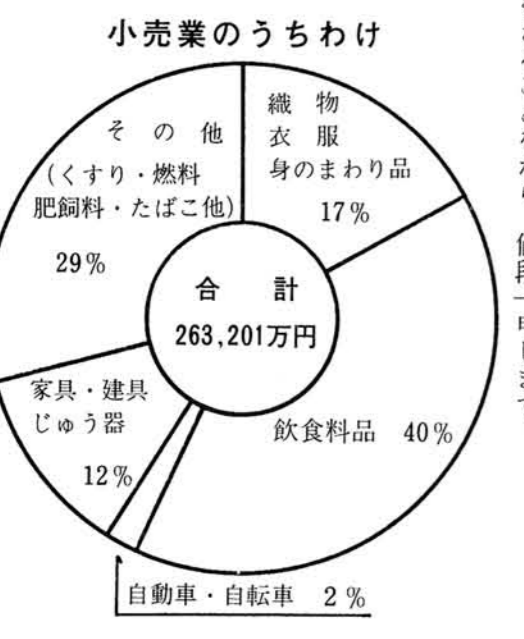
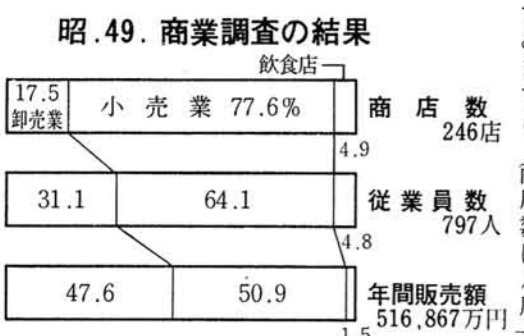
国民年金の保険料(掛金)が増額になります

国民年金を支給するための財源は、加入者の保険料や国の負担金と、これを積み立てて生じる利子などからなされています。これまで、およそ五年に一度、その時々々の物価や生活水準に近づけるため、年金額の再計算が行われ、年額が、昨年の法律改正により年金額の自動改定措置がとられ、消費者物価指数が

一度、その時々々の物価や生活水準に近づけるため、年金額の再計算が行われ、年額が、昨年の法律改正により年金額の自動改定措置がとられ、消費者物価指数が

項目	スライド前	スライド後	
拠出	10年 年金	150,000円 (月12,500円)	174,150円 (月14,512円)
	5年 年金	96,000円 (月8,000円)	111,456円 (月9,288円)
	通算老令 年金	800円×{保険料納付月数+(免除月数× $\frac{1}{3}$)}	同 左×1.161
	障害 年金	1級 300,000円 (月25,000円) 2級 240,000円 (月20,000円)	1級 348,300円 (月29,025円) 2級 278,640円 (月23,220円)
年金	母子 年金	240,000円 (月20,000円)	278,640円 (月23,220円)
	準母子 遺児 年金	{加算対象の子のうち1人については9,600円 2人目から4,800円を加算する。}	{加算対象の子については同左}

(注) ①福祉年金は毎年引上げが行われるのでスライドはありません。
②10年、5年、通算老令年金は、65才請求の場合です。



年間販売額が五十億円を突破!!

ことし五月一日に行いました「商業調査」の結果がまとまりましたのでその概要をお知らせします。

四十七年の結果と比較してみますと、店舗数は八店、従業員数は七人、年間販売額は五十億円を突破しました。

これは、商業活動の活性化もさることながら、値段の騰貴もかなり影響しているものと考えられます。業種別の内訳などは別図表のとおりです。

この調査にご協力いただきました各位に、厚くお礼申し上げます。

昭和45年からの動き

年	店舗数	従業者数	年間販売額	販売額対比
昭和45年	259店	776人	275,815万円	134%
47	254	808	347,602	126
49	246	797	516,867	149

来年の2月1日には
農業センサスがあります

今後5年間の農政を進めるために最も重要な調査です。具体的には1月下旬頃から調査員の方から巡回していただきます。よろしくご協力ください。

工業調査にご協力を

ことしも12月31日という期日をもって、「工業統計調査」が実施されます。毎年のことですが、年末年始の忙しい時期に調査員の方から巡回していただきます。正しい統計を作り、正確な実態をはたすことができますよう何分ともよろしくご協力くださいようお願いします。

文化祭(芸能発表会)に参加して

十一月二日、夜七時半小学校体育館で芸能発表会が開催されました。当日はあいにくの雨で又非常に寒い日でしたが、多数の方々から見ていただき、よく楽しんでおりました。来年はもっと早く計画を樹て、より多くの町民の方々に見ていただくようPRに努めて行った方がよい様に思われます。



はもつと若い人達の多数入会を希望しお待ちしております。此の紙上を御借り致しますして御願ひ致します。与板たちばな会 KH生

又この様な催しには、それぞれの団体が進んで参加し、日頃の練習の成果の発表の場として、より有意義なものにしたいと思っております。私共たちばな会も発足以来二年、未熟な会でありましたが種々な町の行事に對しては喜んで参加させて頂きたいと思っております。与板まつりの民謡流しにも私共の「与板おけき」が取上げられて、一般町民の方々に踊って貰った事、又踊り易いと言う評判を頂いております事に対して本当に喜んでおります。与板民謡保存会「たちばな会」が町民の方々から親しまれ、又発展するために

与板町文化の交流の場として毎年開かれております「文化祭」に、今年初めて芸能発表会が、町・教委・公民館ならびに文化協会の共催で行われました。日頃楽しく練習しておりますグループ活動を、町民の方々に知っていただき、多くの方々に参加していただきたい。その為には何らかのかたちでその実態を発表

見聞きしていただく機会をつくりたいと望んでおりましたものが実現する運びとなり、喜びと一抹の不安の中にも一生懸命練習に励んで参りました。

当日はあられまじりの雨風で、最悪の天候状態となり、わざわざお出掛け下さる人もないのではないかと懸念されましたが、多数の方々から御来場下さいました。一同大変強く感謝致します。と共にやれば出来るものだという団結心と充実感に、より一層の喜びを感じることが出来ました。芸は、他の人に見せるものではなく、自我の心のより所であり自分をみがき上げていくものである。との御意見も当初は耳に致しました。確かにそうあるべきものかも知れません。しかし、多くの方々に觀賞していただき、楽しさを分かち合っていた、くとも又多くの方々に芸そのものの楽しさ、深さを知っていた、くとも大切なことではないでしょうか。恐らく全ての方々に、全てのものを楽しんでいただくことを望むのは、望む方が無理でしょう。しかし中には「ああ良かった」とは素晴らしいものだ」とむずかしいなりに思っている方が一人でもいらつしやれば、発表することも大変良い事では

し、見聞きしていただく機会をつくりたいと望んでおりましたものが実現する運びとなり、喜びと一抹の不安の中にも一生懸命練習に励んで参りました。当日はあられまじりの雨風で、最悪の天候状態となり、わざわざお出掛け下さる人もないのではないかと懸念されましたが、多数の方々から御来場下さいました。一同大変強く感謝致します。と共にやれば出来るものだという団結心と充実感に、より一層の喜びを感じることが出来ました。芸は、他の人に見せるものではなく、自我の心のより所であり自分をみがき上げていくものである。との御意見も当初は耳に致しました。確かにそうあるべきものかも知れません。しかし、多くの方々に觀賞していただき、楽しさを分かち合っていた、くとも又多くの方々に芸そのものの楽しさ、深さを知っていた、くとも大切なことではないでしょうか。恐らく全ての方々に、全てのものを楽しんでいただくことを望むのは、望む方が無理でしょう。しかし中には「ああ良かった」とは素晴らしいものだ」とむずかしいなりに思っている方が一人でもいらつしやれば、発表することも大変良い事では

みんなで明るいお正月を!



歳末たすけあい運動にご協力を!! 毎年十二月一日から十二月三十一日まで実施しております「歳末たすけあい運動」に対し町民各位のご協力によって大きな成果をあげております。この運動は、社会的にも経済

心身障害児(者)の在宅対象のある家庭など、恵まれない人たちが少しでも明るいお正月を迎えられるように贈られます。与板町では、今年も恵まれない人たちへの歳末慰門を計画中です。みなさんのご理解とご協力・ご支援をお願い致します。

青少年の非行化防止を!! 年末年始は、学校や職場等が休みだからといって、放任や甘やかしになりやすく、青少年の非行が目立つて多くなります。青少年は、まわりの環境に左右されやすく、年末・年始を迎えるおとなたちは家庭での飲酒・喫煙の機会が多くなり、青少年達は



掛金が安くなりました 既契約には配当金を増額 簡易保険では、加入者のサービスの向上を図るため、11月1日から保険料(毎月の掛金)を平均で約11%の引き下げを行いました。またこの引き下げに伴い従来から御加入いただいている契約に對しては、配当金(剰余金)を増額いたします。毎月の掛金が安くなり一段と加入しやすくなりました。安い掛金で大きな保障をする郵便局の簡易保険を御利用下さい。

ボーナスは定額貯金が有利で便利 正月の準備などいろいろな計画をお考えでしょうが貯蓄計画も考えておきたいものです。冬のボーナスは、一年のうちでいちばんまとまったお金です。確実に大きくふやしたいということは何れでも考えること。そこでお勧めしたいのが郵便局の定額貯金です。定額貯金は、預けておろすときも長くおけばおくと有利になります。大切なボーナスは、便利で長期利殖むきに有利な郵便局の定額貯金へお預けください。

Table showing savings growth: 10万円がこんなに増えます. 2年で116,424円, 5年で148,024円, 10年で219,112円.

ないでしようか。私共拙いなりにも発表会を開く事が出来ましたことそして他のグループの方々と手を取り合って進んで行けるとの確信を得ましたこと、新たな喜びとファイブを燃やし、次回発表会の折には、より多くの団体のご参加を切望するとともに

町民全ての方々から出演者の一人として、又観賞者の一人として文化祭に御参加いただき一日でも多く、心ゆたかな日々を過ごすことが出来ましたら素晴らしいことではないかと存じております。 山崎 芳子

新しい公衆電話登場!! 電々公社では、公衆電話をより便利にお使いいただくためにいろいろなただだ公衆電話を開発してきましたが、このたびは与板で初めての公衆電話が設置となりました。 ○キャビネット形青電話(仲町久保誠電気前) ・昼夜間いつでも利用できます。 ・警察・消防への通報は、10円玉がなくてもかけられます。 ○黄色公衆電話(郵便局前) ・10円玉、百円玉どちらも使えます。 ・遠距離のダイヤル通話に便利です。 (百円玉を使った場合、通話料が百円未満で終わってもおつりが出ませんからご注意ください。) ・10円玉を使う場合は、いままでと全く同じです。 ○別院横の歩道脇に、ボックス形青電話が設置となります。あわせてご利用ください。 与板電報電話局

黒字でよろこぶ家計簿!! 県の貯蓄推進委員会では「わが家の家計簿」体験談を募集しています。あなたの貴重な体験を文章にまとめて、新しく家計簿をつけようとして苦心している人達の参考にしてあげてください。 ●内容 家計簿をつけた始めた動機や記帳上の苦心談、家計簿で発見したムダ最近の物価高を家計簿記帳によりうまく乗りきった体験など、家計簿記帳に関するものをなんでも自由に書いて下さい。 ●原稿 一、本文は四〇〇字詰原稿用紙五枚以内、本文のほか月別・項目別支出一覧

表を添えてください。 二、原稿には、応募者の住所・氏名・職業・年令・家族名・家計簿記帳年数及び連絡電話番号を書いてください。 昭和五十年二月二十八日 表彰 特選 五編 賞金五万円 秀作 十編 賞金三万円 佳作 三十 五編程度 賞金一万円 送り先 新潟県貯蓄推進委員会 (新潟市寄居町 日本銀行新潟支店内) 『油断大敵 いざというとき ものをいう貯蓄』

通勤手当の非課税限度額が引上げに (税金のはなし) 人に支給する通勤用定期乗車券 ○一か月当りの合理的な運賃等の額 最高限度九、〇〇〇円(七、〇〇〇円) ○二か月当りの合理的な運賃等の額 最高限度一八、〇〇〇円(一五、〇〇〇円) この改正は、本年四月一日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。したがって、 ① 三日三十一日以前に支払われたもの ② 三月三十一日以前に支払われるべきもので四月一日以後支払われるもの及び ③ ①又は②の差額として追加支給されるものについては改正後の非課税規定は適用されません。 四月一日から十月三十一日までの期間に支払われるべき通勤手当で、その期間内に支払われたものについては、すでに改正前の規定で源泉徴収が行われていたため、過納となる税額は、年末調整の際に精算することになります。

- (1) 酒類を提供しない。 (2) 同伴して飲酒の目的で酒類を提供する場所へ出入りしない。 (3) 飲酒・喫煙している場面に注意を促す。 (4) 家庭での正月・祝いごとなどに飲酒を容認することをやめる。 (5) 青少年に命じてタバコを買わせる。 (6) 理由を問わず青少年にタバコを売らない。 (7) 青少年を対象とした席上ではタバコをすわらないようにつとめる。 (8) 家を出るときは「誰と、どこへ、いつまで」を告げさせ、遅くとも夜は九時半頃まで帰宅するようにする。 (9) お金の無駄使いをさせないように。 (10) 規則正しい生活を心がける。 最近、各地で青少年の非行がひん発しております。あなたのお子さんを非行から守りましょう。

- 未成年者の 飲酒・喫煙対策 (1) 酒類を提供しない。 (2) 同伴して飲酒の目的で酒類を提供する場所へ出入りしない。 (3) 飲酒・喫煙している場面に注意を促す。 (4) 家庭での正月・祝いごとなどに飲酒を容認することをやめる。 (5) 青少年に命じてタバコを買わせる。 (6) 理由を問わず青少年にタバコを売らない。 (7) 青少年を対象とした席上ではタバコをすわらないようにつとめる。 (8) 家を出るときは「誰と、どこへ、いつまで」を告げさせ、遅くとも夜は九時半頃まで帰宅するようにする。 (9) お金の無駄使いをさせないように。 (10) 規則正しい生活を心がける。 最近、各地で青少年の非行がひん発しております。あなたのお子さんを非行から守りましょう。

- 通勤手当の非課税限度額が引上げに (税金のはなし) 人に支給する通勤用定期乗車券 ○一か月当りの合理的な運賃等の額 最高限度九、〇〇〇円(七、〇〇〇円) ○二か月当りの合理的な運賃等の額 最高限度一八、〇〇〇円(一五、〇〇〇円) この改正は、本年四月一日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。したがって、 ① 三日三十一日以前に支払われたもの ② 三月三十一日以前に支払われるべきもので四月一日以後支払われるもの及び ③ ①又は②の差額として追加支給されるものについては改正後の非課税規定は適用されません。 四月一日から十月三十一日までの期間に支払われるべき通勤手当で、その期間内に支払われたものについては、すでに改正前の規定で源泉徴収が行われていたため、過納となる税額は、年末調整の際に精算することになります。